

第十三回国会 郵政委員会 會議録 第二一 号

昭和二十七年二月五日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事 飯塚 定輔君 理事 山本 久雄君

池田正之輔君 石原 登君

江崎 真澄君 高木 松吉君

玉置 實君 坪川 信三君

中野 武雄君 降旗 徳弥君

山本 猛夫君 田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

郵政事務次官 寺本 齋君

郵政事務官(簡 白根 玉喜君

易保險局長)

委員外の出席者

専門員 稲田 穂君

専門員 山戸 利生君

一月三十一日

委員山本猛夫君辭任につき、その補

欠として江崎真澄君が議長の名指で

委員に選任された。

二月一日

委員田代文久君辭任につき、その補

欠として柄澤孝子君が議長の名指

で委員に選任された。

同月五日

委員小西寅松君及び柄澤孝子君辭

任につき、その補欠として山本猛夫

君及び田代文久君が議長の名指で委

員に選任された。

二月二日

美濃町に無集配特定郵便局設置の請

願(武藤嘉一君紹介)(第三六五号)

山里町に無集配特定郵便局設置の請

願(坪内八郎君紹介)(第三六六号)

和田郵便局を集配局に昇格の請願

(伊藤郷一君紹介)(第三六七号)

田河津簡易郵便局を特定局に昇格の

請願(淺利三朗君紹介)(第四一五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

簡易生命保險法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二一五号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を

開會いたします。

去る一月二十五日本委員会に付託に

なりました簡易生命保險法の一部を改

正する法律案を議題とし、まず當局よ

り提案理由の説明を求めます。佐藤郵

政大臣。

簡易生命保險法の一部を改正する

法律案

簡易生命保險法の一部を改正す

る法律

簡易生命保險法(昭和二十四年法

律第六十八号)の一部を次のように

改正する。

第十七條第一項中「五万円」を「八

万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年三月

一日から施行する。但し、次項か

ら第四項までの規定は、昭和二十

七年四月一日から施行する。

2 簡易生命保險法の一部を改正す

る法律(昭和二十五年法律第二十

三号)の一部を次のように改正す

る。

附則第二項を削る。

3 昭和二十一年九月三十日以前に

効力が発生した簡易生命保險契約

について拂い込むべき保險料は、

保險約款の定めるところにより、

その取立を停止することができ

る。

4 前項の規定により取立を停止し

た保險料は、当該保險契約につい

て保險金又は還付金を支拂う場合

において、支拂金額から控除す

る。

○佐藤國務大臣 簡易生命保險法の一

部を改正する法律案の提案の理由につ

いて申し上げます。

まず保險金の最高制限額の引上げで

ありますが、最近の經濟事情の推移に

かんがみますると、現在の保險金最高

制限額五万円をもつては、制度本

来の機能を發揮するには、とうてい不

十分と相なつてゐるのであります。

元來簡易保險の保險金最高制限額は

本事業創始以來、薄資勤勞者階級の老

後における生活安定、あるいは最終医

療費、葬祭費及び被保險者の死亡後に

おける遺族の生活保障に必要な額を基

準として定められて來たものでありま

す。従いまして今日における医療費、

葬祭費、遺族生活費、並びに物価指數等

にかんがみまして、これを相当程度に

引上げることが必要となるのでありま

すが、最近における民間保險の状況等

を考慮いたしまして、これを八万円に

引上げることになつたものと存じま

す。

第二点は、保險契約の乗りかえ制度

の廃止であります。戦後インフレに

伴う事業合理化の一方途といつたしまし

て、さきに昭和二十一年九月三十日以

前に締結されました少額の保險契約に

つきまして、加入者の要望をも考慮い

たし、これら契約の積立金を引当て

として、保險金のより高額の保險契約

に乗りかえる制度、すなわちいわゆる

保險契約の乗りかえ制度を設けたので

あります。当初六千六百万件にも及

びました。これら少額契約も、今日まで

にその大部分が整理されまして、現在

においてはわずかに一千七百万件が残

されておる状況であります。従いまし

てこの保險契約の乗りかえ制度は、お

おむねその目的を達したものと考えら

れますので、ここにこの乗りかえ制

度を廃止することにいたしました。存じ

ます。

次に、右に申し述べました少額保險

契約の保險料の取立てを停止しようと

するものであります。元來簡易生命保

險事業におきましては、歴大な件数に

上る保險契約の保險料を毎月徴収する

ことを建前といたしておりましたので、

これらの保險料の徴収には、相当な人

員と物件費を必要とするのでありま

す。ただいま申しましたように少額契

約につきましては、乗りかえによつて

大半を整理いたしまして、約千七百万

件が現存しているわけでありまして、郵

今回これらの契約につきましては、郵

便局窓口に拂い込むもの、保險料を一

年分以上前納するもの、団体拂込みの

もの等のものを除きまして、特に毎月

集金する労を省き、人員の節約により

事業經營の合理化に努めたいと考えた

次第であります。これらの契約の保險

料は徴々たるものでありますので、事

業收入の確保の上にはさして影響しな

いのであります。

なお、かような方法によつて保險料

の拂込みをしない契約につきまして

は、保險金等を支拂う際、未拂いとな

つております保險料の額を差引くこと

としたしますが、格別加入者に対しま

しても不利益になるおそれはないので

あります。

以上、なにとぞ十分御審議の上、す

みやかに御可決くださるようお願いい

する次第であります。

○尾関委員長 本案に対する質疑は、

次會に譲ります。

本日はこれにて散會いたします。次

會は公報をもつてお知らせいたしま

す。

午後一時五十六分散會

第一類第十三号 郵政委員会會議録第二一 号

昭和二十七年二月五日

昭和二十七年二月八日印刷

昭和二十七年二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所